

372. 電線の接続

第7条(電線の接続): 電線を接続する場合は、接続部分において電線の電気抵抗を増加させないように接続するほか、絶縁性能の低下(裸電線を除く)及び通常の使用状態において断線のおそれのないようにしなければならない。

①アルミと銅との接続など: 電気化学的性質の異なる導体を接続する場合は、接続部が電氣的腐食を生じないようにする ②アルミ線を使用する屋内配線等の接続: 屋内配線、屋側配線または屋外配線において、アルミ線を使用する絶縁電線またはケーブルを接続する場合は、電気用品安全法に適合する接続器、またはJIS規格の接続管を使用する

〈電線の接続法〉

	接続する電線				
	裸電線	絶縁電線	ケーブル	キャブタイヤケーブル	コード
裸電線	① 電気抵抗を増加させない ② 電線の強さ(引張荷重)を <u>20%</u> 以上減少させない(ジャンパー部分を除く) ③ 接続部には、接続管その他の器具を使用するか、またはろう付けする(架空電線など技術的にろう付けが困難な場合を除く)				
絶縁電線		① 上記①、②、③に同じ ② 接続部は、絶縁電線と同等以上の絶縁効力の有る絶縁物で十分被覆するか、または同等以上の絶縁効力の有る接続器を使用する			
ケーブル			① 電気抵抗を増加させない ② コード接続器、接続箱その他の器具を使用する(断面積 8mm^2 以上のキャブタイヤケーブルおよび金属被覆の無いケーブルの場合は、前記絶縁電線の接続の規定を準用する事で、直接接続が認められている)		
キャブタイヤケーブル					
コード					



イオン化傾向の違いで腐食等の問題がある

アルミ線は接続に特別な配慮が必要で、これも規定されている

電線の接続は電技第7条で規定し、接続箇所、電氣抵抗、絶縁性能、機械的強度は上表のように解釈で規定されているのね

